

都市計画道路の計画変更およびそれに伴う用途地域等の変更に係る説明会の開催について

東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（令和元年11月）に基づき、現道と計画線にずれが生じている環状6号線、補助145号線について、現道に合わせた都市計画変更を行う。併せて都市計画道路を基準として用途地域を定めている箇所についても、基準となる都市計画道路の線形が変更となるため、用途地域等の変更を行う。

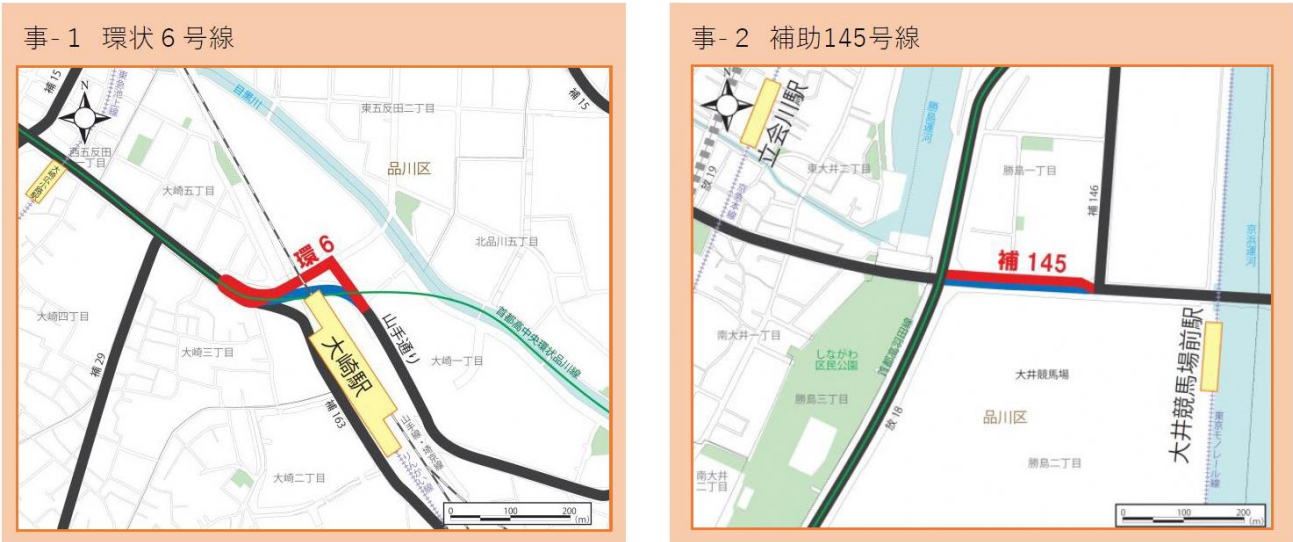
1. 東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針の概要

都内の都市計画道路は長期的な視点で都市計画決定されているため、その多くは事業着手までに期間を要し、都市計画法による建築制限が長期化している。このことを踏まえ、優先整備路線等を除く未着手路線について、「整備すべきものは整備し、見直しすべきものは見直す」との考えに基づき検証を実施し、令和元年11月に東京都と23区26市2町が協働で「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」を策定した。

品川区内の路線についても検証を行い、現在の道路区域が都市計画道路区域と一致していない区間（環6大崎陸橋、補145の2区間）について、「変更予定路線」と位置付けた。

2. 変更対象区間

東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針に基づき、環状6号線（大崎陸橋付近）、補助145号線（大井競馬場前）の2路線を現道に合わせて変更する。



■：計画線（変更予定路線） ■：現道

東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（令和元年11月）より抜粋

3. 対象となる都市計画

都市計画道路を基準として用途地域等の境を定めている箇所について、基準となる都市計画道路の線形が変更となるため、用途地域等の変更を併せて行う（別紙1）。また補助145号線については、現在道路として供用されており、都市計画道路への追加を予定している区域が都市計画公園に含まれているため、都市計画公園区域から削除する。

環状6号線		補助145号線	
都市計画	決定権者	地区名	決定権者
都市計画道路	都	都市計画道路	区
用途地域	都	都市計画公園	区
高度地区	区		
防火地域・準防火地域	区		

4. 日時および会場

日 時		会 場
◆教室型説明会（２回実施）		大崎第二区民集会所 （大崎２－９－４）
８月２４日(木)	午後７時～午後９時	
９月２日(土)	午前１０時～正午	
◆オープンハウス型説明会（１回実施）		
８月２４日(木)	午後３時～午後７時	

※補助145号線は関係者への説明を実施

5. 周知方法

・区広報紙、都ホームページ、区ホームページ、関係者戸別配布

6. 今後のスケジュール（案）

【環状6号線】

令和5年12月上旬～12月中旬	17条縦覧（案の縦覧）
令和6年1月上旬	品川区都市計画審議会
令和6年2月上旬	東京都都市計画審議会
令和6年3月上旬	都市計画変更の決定・告示（予定）

【補助145号線】

令和5年9月上旬～下旬	17条縦覧（案の縦覧）
令和5年10月中旬	品川区都市計画審議会
令和5年12月中旬	都市計画変更の決定・告示

